

全 住 協 第 3 8 2 号
平成 2 8 年 3 月 2 3 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
中高層委員長 永 嶋 康 雄

マンション標準管理規約の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省担当部局からマンション標準管理規約の改正について、別紙のとおり周知依頼がありました。

今般、マンション管理の諸問題として、高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足、管理費の滞納等による管理不全、暴力団排除の必要性、災害時における意思決定ルールの明確化など、様々な課題に対応するため、「マンション標準管理規約（単棟型）」及び「マンション標準管理規約コメント（単棟型）」が策定されました。

つきましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、これらを参考として活用されるようお願いいたします。

なお、別添 1、2、3 は、下記ホームページよりダウンロードするか全住協事務局へご請求ください。

敬 具

[添付文書]

「マンション標準管理規約の改正について」 1 枚

[参考ホームページ]

別添 1 「マンション標準管理規約（単棟型）」

別添 2 「マンション標準管理規約コメント（単棟型）」

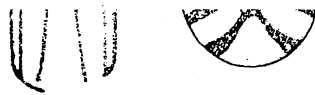
<http://www.mlit.go.jp/common/001123378.pdf>

別添 3 「マンションの管理の適正化に関する指針（改正）新旧対照表」

<http://www.mlit.go.jp/common/001122802.pdf>

* 問合せ先 一般社団法人 全国住宅産業協会 事務局 澁田

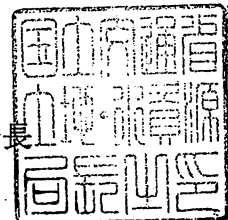
TEL 03-3511-0611



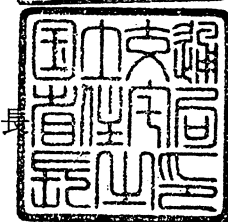
国土動指第 89 号
国住マ第 60 号
平成 28 年 3 月 14 日

一般社団法人
全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



国土交通省住宅局長



マンション標準管理規約の改正について

マンション標準管理規約は、管理組合が、それぞれのマンションの実態に応じて管理規約を制定、変更する際の参考として、作成、周知しているものであり、これまで、マンションに関する法制度の改正や、マンションを取り巻く情勢の変化等に対応して見直しを行ってまいりました。

今般、マンション管理の諸問題として、高齢化等を背景とした管理組合の担い手不足、管理費の滞納等による管理不全、暴力団排除の必要性、災害時における意思決定ルールの明確化など、様々な課題が指摘されました。

これら課題に対応するため、平成 24 年 1 月に「マンションの新たな管理ルールに関する検討会」を設置、平成 27 年 3 月に報告書を取りまとめ、改正案についてのパブリック・コメントの実施を経て、今般、マンション標準管理規約（単棟型）（別添 1）及びマンション標準管理規約コメント（単棟型）（別添 2）を策定しました。

ついては、今回の改正の趣旨を踏まえ、これらを参考として活用されるよう、貴団体加盟の業者に対して周知徹底をお願い致します。

また、「マンションの管理の適正化に関する指針」を改正する告示を公布しましたので、この新旧対照表（別添 3）を送付いたします。

なお、本件に関しては、別添 4 のとおり、都道府県知事及び政令指定都市の長あてに通知しましたので、念のため申し添えます。

おって、マンション標準管理規約及び同コメント（団地型）、マンション標準管理規約及び同コメント（複合用途型）については、策定が出来次第送付いたします。